

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年二月二十五日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第六号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年熊本県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（病気休暇の期間の通算）

第十二条の二 退職に引き続き再任用職員となつた職員の病気休暇（勤務時間条例第十三条第二号及び第三号の病気休暇をいう。以下この条において同じ。）の期間が当該退職日以前の病気休暇の期間に引き続く場合にあつては、当該退職日以前の病気休暇の期間を当該再任用職員となつた日以後の病気休暇の期間に通算するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第三号の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年二月二十五日
熊本印刷所
発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社
電話代〇九六―二八六―三三二
巧一社八



古紙配合率100%